

副本

次回期日 令和6年4月10日 午後1時30分

令和6年(モ)第2号 文書提出命令申立事件

(基本事件: 令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件)







申立人(基本事件原告) 高野邦夫

相手方(基本事件被告) 国

文書提出命令申立てに対する意見書

令和6年4月5日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中

相手方国指定代理人	高野	剛	
	山本勝	宏	
	千同	舞	
	齊藤慎	也	
	石井	秀	
	山下	峻	
	武隈	亮	
	大石田賢	治	

相手方（基本事件被告）は、本意見書において、申立人（基本事件原告）の令和6年3月3日付け文書提出命令申立書(2)による文書提出命令申立て（以下「**本件申立て**」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等については、本意見書において新たに用いるもののほかは、基本事件の答弁書の例による。

第1 意見の趣旨

本件申立ては却下されるべきである。

第2 理由

1 本件申立ての対象文書について

申立人（基本事件原告）は、証明すべき事実を、別件訴訟の判決が「実体なき狂言裁判」であったこととした上で、処分通知書（甲第3号証）に係る略式命令書（以下「**本件文書**」という。）について、民事訴訟法（以下「**民訴法**」という。）220条の文書に該当するとして、本件申立てをしているものと解される。

2 本件申立てが不適法であること

申立人は、本件文書の提出義務の原因として、「処分通知書（甲第3号証）で主張している事実の結果である文書で、処分通知書（甲第3号証）と一体のものである点他、民事訴訟法第220条の文書に該当する」などと主張するが（令和6年3月3日付け文書提出命令申立書(2)の五）、そもそも同条各号のうちいずれに該当するとして本件文書の提出命令を申し立てているのか不明であり、本件申立ては民訴法221条1項5号が定める「文書の提出義務の原因」が明らかにされていない、不適法なものであるといわざるを得ない。

よって、その余の検討をするまでもなく、本件申立てについては速やかに却下されるべきである。

3 本件文書は民訴法220条各号のいずれにも該当せず、文書提出義務はないこと

以上の点をおくとしても、以下のとおり本件文書は民訴法220条各号のいずれにも該当せず、相手方に文書提出義務がないことは明らかである。

(1) 相手方は、本件訴訟において本件文書の存在に何ら言及しておらず、本件文書は同条1号にいう「当事者が訴訟において引用した文書」に該当しない(疎乙第1号証376及び377ページ)。

(2) 同条2号のいう「引渡し又は閲覧を求めることができる」とは、挙証者が文書所持人に対し、契約上又は法令に基づいて、私法上当該文書の引渡し又は閲覧を求める権利を有する場合をいい、公法上の引渡し又は閲覧請求権のみを有している場合を含まないと解される(名古屋地裁平成2年10月16日決定・判例時報1378号61ページ、広島高裁平成15年1月20日決定・税務訴訟資料253号順号9263等。疎乙第1号証378及び379ページ参照)。

本件文書は、訴外津田の刑事手続において刑事訴訟法に基づいて作成された文書であり、申立人は、私法上、その引渡し又は閲覧を求める権利を有しないから、相手方は、本件文書について同条2号に基づく文書提出義務を負わない。

(3) 本件文書は、前記のとおり、訴外津田の刑事手続において刑事訴訟法に基づいて作成された文書であって、訴外津田に対して罰金刑という刑罰を科す刑事法上の効果を生じさせる文書であるから、同条3号所定の「挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成された」文書ではなく、同条3号にも該当しない。

(4) そして、本件文書は、同条4号ホが規定する「刑事事件に係る訴訟に関する書類」に該当することから、相手方は同条4号に基づき本件文書の提出義務を負うものでもない(疎乙第1号証420～423ページ)。

(5) したがって、相手方（基本事件被告）に本件文書の提出義務がないことは明らかである。

4 証拠調べの必要性がないこと

申立人は、本件文書による「証明すべき事実」として、「西山判決（甲第1号証）が「実体なき狂言裁判」であった事実」を挙げる（令和6年3月3日付け文書提出命令申立書(2)の四）。

しかし、別件刑事事件及び本件告訴事件に係る略式命令書によって、別件訴訟において西山裁判官が「狂言裁判」なるものをした事実がいかにして明らかになるのか全く不明であり、本件文書と「証明すべき事実」との間に関連性は全く認められない。

また、申立人は、①別件訴訟において西山裁判官が偽造された証拠に基づいて、誤った判決をしたこと、②牛尾検察官が別件刑事事件及び本件告訴事件について告訴人である申立人（基本事件原告）から事情聴取をせず、偽造された送致番号簿に合致するように住居侵入について不起訴処分としたことがそれぞれ違法であるとして、民法709条に基づき損害賠償を請求しているものと解されるどころ（相手方（基本事件被告）の答弁書第4の1・7及び8ページ）、本件文書がいかにしてこれら争点と関連するのか全く不明であり、争点との関係でも本件文書に関連性があるとは全く認められない。

以上からすれば、本件文書について証拠調べの必要性がないことは明らかである。

第3 結語

以上のとおり、本件申立て自体が不適法であり、この点をおくとしても、本件については、文書提出義務がなく、証拠調べの必要性もないから、速やかに却下されるべきである。

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	最初に略称を使用した箇所		備考
		使用書面	ページ	
別件訴訟	庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号損害賠償請求事件	答弁書	3	
牛尾検察官	庄原区検察庁検察官牛尾昌伸副検事	同上	3	
西山裁判官	庄原簡易裁判所裁判官西山明	同上	3	
訴外津田	訴外津田廣雄	同上	4	
別件刑事事件	訴外津田が、広島県庄原市内において原告に対し暴行を加え傷害を負わせた刑事事件	同上	4	
本件告訴事件	原告が、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部検察官に対して提出した同日付けの告訴状(告訴人は原告、被告人は訴外津田であり、罪名を住居侵入、傷害としたもの。)に係る刑事事件	同上	4	
国賠法	国家賠償法	同上	8	
本件申立て	原告の令和6年3月3日付け文書提出命令申立書(2)による文書提出命令申立て	文書提出命令申立てに対する意見書	2	
本件文書	別件刑事事件及び本件告訴事件に関し、略式手続により起訴された傷害事件に対し発付された略式命令	同上	2	
民訴法	民事訴訟法	同上	2	